

伊勢原市多胎妊婦健康診査費用助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多胎児を妊娠した妊婦(以下「多胎妊婦」という。)であることを理由として、伊勢原市妊産婦健康診査実施要綱(平成31年伊勢原市告示第61号。以下「実施要綱」という。)において助成の対象する回数を超えて妊婦健康診査(以下「妊婦健診」という。)を受診した者に対し、予算の範囲内において伊勢原市多胎妊婦健康診査費用助成金(以下「助成金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象とする者(以下「助成対象者」という。)は、妊婦健診受診時に多胎児を妊娠している者で、実施要綱第2条第1項に定めるものとする。

(助成の対象とする妊婦健診)

第3条 助成の対象とする妊婦健診は、実施要綱第4条に定める妊婦健診とする。

2 実施要綱において助成の対象とする妊婦健診は、この要綱において助成の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者が妊婦健診に要した費用に相当する額とし、1回の受診につき5,000円を上限とする。

2 助成金の支給の対象となる妊婦健診の回数は、1回の多胎妊娠につき5回を限度とする。

(助成金の支給の申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする助成対象者は、出産日の翌日から起算して1年以内に、次の書類をもって市長に申請するものとする。

- (1) 伊勢原市多胎妊婦健康診査費用助成金申請書兼請求書(第1号様式)
- (2) 母子健康手帳(妊婦健診の受診履歴等が分かる部分)の写し
- (3) 健診費用を支払ったことを証明する書類(領収書等の写し)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の決定)

第6条 前条の申請があったときは、市長はその内容を審査した上で速やかにその可否を決定し、伊勢原市多胎妊婦健康診査助成金支給(不支給)決定通知書(第2号様式)により申請者へ通知するものとし、助成金の支払は申請者が指定した口座に振り込むものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則(令和6年3月27日告示第46号)

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に受診した妊婦健診について適用する。

伊勢原市多胎妊婦健康診査費用助成金申請書兼請求書

年 月 日

伊 勢 原 市 長 殿

申請者 住所 伊勢原市

氏名

電話

次のとおり伊勢原市多胎妊婦健康診査費用助成金について関係書類を添えて申請及び請求します。

なお、この申請に基づく助成金の支給に当たり確認等が必要な場合には、市が受診した医療機関等に問い合わせることに同意します。

受診者	フリガナ 氏 名			生年月日 年 月 日
	対象妊婦 住 所	〒 伊勢原市		
	出産(予定)日	年 月 日		
	受診機関	受診機関名： 所在地：	電話番号：	
支給方法	口座振込			
振込先	金融機関名	銀行・信用組合・金庫・農協・その他 本店・支店・支所・営業所	口座種別	普通 当座
	口座番号	フリガナ 口座名義人		

	健診受診年月日 (領収書の日付と同日)	健診額(A)	助成金の 上限額(B)	支給決定額 (A)と(B)でいずれか少ない額
1回目	年 月 日	円	5,000円	
2回目	年 月 日	円	5,000円	
3回目	年 月 日	円	5,000円	
4回目	年 月 日	円	5,000円	
5回目	年 月 日	円	5,000円	
助成金申請合計額				円

《添付書類》

母子健康手帳（妊婦健康診査の受診歴等が分かる箇所）写し
領収書の写し
その他市長が認める書類

《その他》

申請期間は、出産日の翌日から1年以内です。

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

伊勢原市多胎妊婦健康診査費用助成金支給（不支給）決定通知書

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請及び請求のありました多胎妊婦健康診査費用助成金について、次のとおり決定しましたので通知します。

伊勢原市多胎妊婦健康診査費用助成金を 支給します ・ 支給しません 支給しない理由()	
受診者	住所 伊勢原市 氏名
受診年月	年 月分 ~ 年 月分
助成金決定額	円
支払方法	口座払い
振込先	振込金融機関
	口座番号
	口座名義人
	振込予定日 年 月 日

（不支給の場合）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）